

安曇野市では、空家の流通や利活用を促進するとともに、空家の件数の減少や管理不全空家の発生を抑制するため、空家所有者の方向けの補助金を交付します。

注意！補助対象になる空家とは？

おおむね1年以上にわたり、居住その他の利用実態（店舗や賃貸、別荘としての利用など）がない建築物等を「空家」といいます。ただし、申請時点で既に市場に出ている（＝不動産業者と売買・媒介契約を締結している）ものや、共同住宅の空き室は対象となりません。

*所有者や近隣の方が「ここは空家だ」と認識しているかどうかは関係なく、客観的な状況で判断します。

◎補助対象になる建物の例

- ・所有者の死後、家財がそのままになっている住居
- ・長年使っていない別荘
- ・住居は使っていないが、庭を家庭菜園にしている
- ・住居は使っていないが、農機具を倉庫に置いている
- ・年に何度か、掃除や庭の除草のため宿泊している

◎補助対象にならない建物の例

- ・賃貸物件だが、この1年ほど借り手がつかない
- ・年に1度、親戚が集まって過ごしている
- ・不動産業者と仲介契約を結んだが買い手がつかない
- ・同じ敷地内の別棟に居住者がいる
- ・母屋を商材や事業用資材の保管場所として使っている

1 片付け清掃補助

空家を整理し、物件を安曇野市空き家バンクに掲載する場合に、片付け・清掃費用を補助します。

注意！必ず着手前に補助金の申請をしてください。

（先に片付け作業・片付け契約・不動産業者との媒介/売買契約をしてしまうと、補助金はもらえません。）

○申請する場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

対象者	☐ 個人であること（法人でないこと）
	☐ 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
	☐ 建物の所有者であること
対象物件	☐ 物件が安曇野市内にある「空家」であること
	☐ 戸建て物件であること（共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと）
	☐ 取得して5年以上経過した空家であること（相続・遺贈の場合は、前所有者の所有期間と合算）
	☐ 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと
	☐ 共有の場合：共有者の同意を得ていること
その他	交付申請日以降に、安曇野市空き家バンク仲介事業者と媒介/売買契約を締結し、 ☐ 安曇野市空き家バンクに物件を掲載すること（売却、賃貸どちらでも可） また、補助金の交付日から成約又は2年経過するまでの間は、継続して掲載すること
	☐ 申請年度末（3月31日）までに実績報告ができること
	☐ 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと（施工箇所が完全に分離できれば併用可）

○補助の対象となる経費

- ・空家内外の残置物の処理費用
- ・廃棄物処理費用（家電リサイクル料金を除く）
- ・空家の庭木の伐採・せん定や草刈りの費用

対象経費の1/3

上限10万円

一部過疎地域
（明科地域）

対象経費の1/2

上限30万円

注目！

安曇野市空き家バンクへの掲載にあたって、

これから不動産登記・相続登記・境界確定測量などを行う場合…

空家バンク登録者支援補助が併用できます！

対象経費の1/3

上限20万円

詳細は
こちら
から▶



（裏面もご覧ください⇒）

空家を解体し、不動産事業者を通じて敷地を第三者へ売却する場合に、解体工事費用を補助します。

注意! **必ず着手前に補助金の申請をしてください。**

(先に空家解体・解体の契約・不動産業者との媒介/売買契約をしてしまうと、補助金はもらえません。)

○申請する場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

対象者

- 個人であること（法人でないこと）
- 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
- 空家となっている建物、またはその土地の所有者であること

対象物件

- 物件が安曇野市内にある「空家」であること
- 戸建て物件であること（共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと）
- 取得して5年以上経過した空家であること（相続・遺贈の場合は、前所有者の所有期間と合算）
- 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと
- 共有の場合：共有者の同意を得ていること
- 敷地内の建築物、工作物、立木等を全て撤去し更地にする（上下水道施設を除く）
※媒介契約においては不動産事業者の、売買契約においては買主の同意がある場合、母屋以外は残置可能です
- 交付申請日以降に、敷地を住宅用地として第三者へ売却するため、不動産事業者と媒介/売買契約すること
※建築基準法において住宅の再建築が困難な敷地であると認められる場合を除く

その他

- 申請年度末（3月31日）までに実績報告ができること ※重点支援空家は2月末日まで
- 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと（施工箇所が完全に分離できれば併用可）

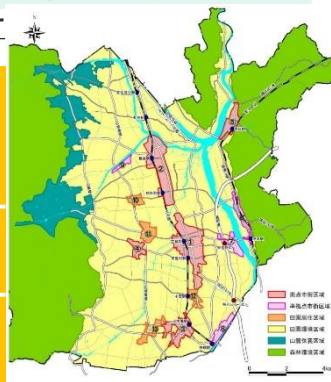
○補助の対象となる経費

- ・当該空家等の解体工事費用
- ・廃棄物処理費用
- （家電リサイクル料金を除く）
- ・敷地の整地費用

※重点支援空家（…①劣化が著しく倒壊のおそれがあるもの、②再建築が困難な敷地を隣地所有者が取得して解体するもの）に該当する建物を解体する場合、又は借地上の建物を地主が解体する場合には、補助額、交付要件、提出書類が一部異なります。詳しくはお問合せください。

右図の区域等により上限が異なります

拠点市街区域	対象経費の1/3 上限50万円
準拠点市街区域	※旧耐震基準は 上限70万円
田園居住区域	
田園環境区域	上限50万円
山麓保護区域	
森林環境区域	上限30万円



※区域が分からない場合は空家活用係までご相談ください。

◎補助金の申請から交付まで

